

X 公平審査

公平審査は、個々の職員の身分や利益を保障することにとどまらず、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営を確保することを目的としています。

当事務所では、この公平関係の業務として、①不利益処分についての審査請求、②勤務条件に関する行政措置の要求、③災害補償の実施に関する審査の申立て等、④給与の決定に関する審査の申立ての受付事務を行うほか、事案審理の実施の業務を行っています。

また、職員からの様々な人事管理に関する苦情の申出及び相談を受けて、職員に対する助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせん等の方法により問題の解決を図っています。

1 公平審査

(1) 不利益処分についての審査請求

職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分を承認し、修正し、あるいは取り消す判定を行うものです。

令和6年度は、当事務所管内で不利益処分についての審査請求はありませんでした。

(2) 勤務条件に関する行政措置要求

職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置がなされるよう要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たること、職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を能動的に求めることを保障するものです。

令和6年度は、当事務所管内で勤務条件に関する行政措置要求はありませんでした。

(3) 災害補償の実施に関する審査の申立て等

実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者等から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものです。

令和6年度は、当事務所管内で災害補償の実施に関する審査の申立て等はありませんでした。

(4) 給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定（例：勤勉手当の成績区分の決定）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で判断（決定）を示すものです。

令和6年度は、当事務所管内で給与の決定に関する審査の申立てはありませんでした。

2 苦情の相談

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対して助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんなどの方法により問題の適切な解決を図るものです。

令和6年度は、当事務所に17件の苦情相談がありました。

3 苦情相談に関する連絡会議

苦情相談業務を担当する課長級職員を対象に、職員からの苦情相談に関する情報の提供及び意見交換を行うことを目的として開催しました。

開催日	実施方法	参加者
11. 20	対面及びオンライン	24 機関 27 人



(令和6年11月20日開催の様子)

4 苦情相談担当官研修

苦情相談業務を担当する職員を対象に、苦情相談に関する知識、技能等を向上させることを目的として、研修を実施しました。

開催日	実施方法	参加者
11. 20	対面	14 機関 21 人